白井市市	白井市市民参加条例について見直しを要するものに係る意見(まとめ) ≪意見追加後≫		
	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
前文	(前文) 地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的 に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めていま す	・(四行目中頃追加文)福祉のみならず豊かな市民生活の充実【池川会長】 (福祉を享受する市民とすると限定的になってしまうので、それ以外の方をカバーするため追加する。)	
	りを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。 白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。	→①ホームページのアクセス件数	
		≪新規追加≫ この間の市民参加の実践と方針上の発展を踏まえて磨き直し、「参加と協働による市民自治のまちづくりを基本理念とする」とすることを明確にする。 なお、参加条例の改定とは別に市政運営の基本を定める「自治基本条例」の制定や、市民の共有財産であり情報の公開の土台となる「公文書管理条例」の制定がベストであると考えるが、本件に関しては委員の権限を超えるものなので、念願の吐露にとどめる。 【徳本委員】	
目的	(目的) 第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。		
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	・参考資料1の具体化 (5)の水道事業が判然としない。→事業を行う全職員(すべての事業を対象とするべきではないか。)【池川会長】	
	(1)市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。 (2)市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、	・住民参加指針では、実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業」としており、その通りにすべきと思います。【徳本委員】	
	市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。	・(5)の定義を具体的に並べるのか。たとえば、施策を担当する機関と総括的にまとめるのか。【市川副会長】	
	(3)連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。 (4)市民活動 市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう	・条一(1)[定義] 第2条一(5) →実施機関の対象範囲の拡大【三浦委員】	
基本原則	(基本原則) 第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。	≪新規追加≫ 案として、2項として、「実施機関は、公文書等の管理に関する法律」の趣旨にのっとり文書を適正に作成・管理・保存し、市民に公開・共有する」旨の規定を追加する。 この趣旨は「市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。」ということである。 この点、情報公開法や同条例、市民参加条例、公文書管理法の制定などにより、当然にこれらの趣旨に対応する改善措置が求められてきていたにも関わらず、その措置がとられないまま放置され陳腐化した現行の「公文書管理規程」(平成4年制定)、しかもその規程さえ適正に実施されているとは言えない現状は極めて不十分であり、各現行法令に適合しうる公文書と情報管理が適正になされない限り、本条例の基本原則はその効力を発揮しえないため、提案の追加措置は必須と思われる。 【徳本委員】	

	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
市の責務	(市の責務) 第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。	・市民が平等に自由に意見できる機会(例えば市長の手紙)を提供する(2)に含まれる?【市川副会長】	
	2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。	・市民参加の質の向上、市民参加の自己目的化、形式化の是正【徳本委員】	
	3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な 方策を講ずるよう努めなければならない。 4 市は、市民参加の継続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。	(1)条ー(4)[議会の責務] →議会の市民参加における責任・役割等の明確化【三浦委員】 (2)逐ー(1)[市の責務]第4条ー1 →情報の公開場所(3か所の必須化)【三浦委員】	(2) 🔾
市民の責務	(市民の責務) 第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。 3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。	・条一(5)「第5次総合計画[行政経営指針]」の具体化(基本方針1-1. 市民参加の充実一①条例の活用) (行政経営指針内に記載されている市民参加条例の活性化を足掛かりに条例を改正してはいかがか) 【三浦委員】	
市民参加の対象	(市民参加の対象) 第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。 (1)市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 (3)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (4)市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 (5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 (6)その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの	・参考資料1の具体化 (5)の給食センターの土地購入、建築物の新・改築など【池川会長】 ・多くの税金を投入する行政活動を追加したほうがよいかどうか。【市川副会長】 ・実施機関、実施事業が少ないことの改善 ・大規模事業の整備計画の事業費の明確化等 ・6条の「実施事業」については(5)では「公共の用」とされていることを口実に、「学校給食の共同調理場」は、公共施設ではあるが公共の用に供されているわけではないとの詭弁ともいえる解釈を示し、市民参加の対象事業とせずに監査委員ですら問題を指摘する不合理かつ不効率な計画が強引に進められつつあるなどの苦い経験を教訓に、条文の見直しが必須と考えます。【徳本委員】	
		≪新規追加≫ 逐条解説でなく、きちんと条例改正を行う。 2)「市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更」を、「土地の取得や、公共施設等の整備及び取得」なども対象となるよう改定する。 この際、事業費に関して逐条解説で目安を定めることで良いが、そもそも上記のような対象事業を拡大する条例 改正を一切行わないまま、対象事業に関する改善措置を逐条解説の改定だけにとどめるのは不十分と考える。 3)本年、市長のなりもの入りで大規模なシンポジウムまで開催された「行政経営指針」なども対象となるようにする。 ※ この指針は、条例でも規程でもなく、基本計画や基本方針でもなく、庁議による決定という手続きや議会による審議なども一切ないこの指針の法的かつ実効的意義が良く分からないが・・・。 【徳本委員】	
	2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。	<ul> <li>・具体例が欲しい(政策的な判断を要しない条項とはどういったものかなど、対象となる事業を詳しく明記するべきではないか)【池川会長】</li> <li>・逐一(2)[市民参加の対象]第6条         →①『対象となっていない事項』の積極的な手続きの活用(逐条解説の記載を市が前向きに市民参加を行えるよう変更する。)</li> <li>→②対象事項及び判断基準の適正な解釈と運用(市民参加の対象事項について職員が明確に解釈ができるよう示すべきである。) 【三浦委員】</li> </ul>	
		≪新規追加≫ 1)対象外とする「金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき」の文言を削除する。これにより、「市税条例」、「使用料条例」、「手数料条例」の制改定も原則として対象となる。 なお、上記の金銭関係条例で対象とする具体的な内容は、付則等で定める。例えば、市税条例では、地方税法における標準税率等以外の採用(白井市独自の増税など)、地方分権と地方の自主課税権を拡大する趣旨にもとづく地方税法における市町村への裁量的措置を容認する内容に関するもの(固定資産税におけるみなし規定や、わがまち特例など)は、明確に対象として規定し、絶対に対象から外すことがあってはならない。 また、現行の逐条解説は、内容的に適正とは言えず(「全て地方税法により・・規定・・」、「原価主義を採っている・・・、また、個人的な利害に関わることから、大局的な判断が難しいことから・・」など、条項の改正に伴い、全面的に改めるべきである。 仮に、上記のような逐条解説が適正とされるならば、そもそも本条例による市民参加は不可能となってしまうのではないか。 【徳本委員】	

	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
市民参加の方法	(市民参加の方法) 第7条 実施機関は、前条の行政活動(同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。) を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な 方法により行う。 (1)審議会等の設置 (2)パブリック・コメントの実施 (3)アンケート調査の実施 (4)意見交換会の開催 (5)ワークショップの開催 (6)住民投票の実施 (7)その他の方法		
い	(意見の取扱い) 第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項については、この限りでない。 (1)提出された意見の内容 (2)提出された意見に対する検討結果及びその理由		
意見の公表方法	(意見の公表方法) 第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。 (1)市の情報公開コーナーへの配置 (2)市の広報紙への掲載 (3)市のホームページへの掲載 (4)その他効果的に周知できる方法	・(4)の図書館の情報コーナーに配置 加える (4)→(5)【池川会長】	0
	(審議会等の設置) 第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等を設置することができる。		
審議会等の委員	(審議会等の委員) 第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市 民公募枠を設けるよう努めなければならない。 2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。	・(議会の責務)が必要と思う【池川会長】  ・(2)については各審議会ごとの基準か、全審議会を通しての基準がいいのか考えてみる必要あり。 【市川副会長】  ・市民公募枠は、市民の自主的自薦のみのため、本来目的とする広く年齢層、地域、男女のバランスをとるのが難しい。その対応策は過去いろいろ検討されているので早急に具体的に進めてほしい。【谷本委員】	
		・審議会等の公募委員の数と比率の向上、女性委員、世代等の偏在是正、公募公益等に関わらず委員の兼務制限、出席や議事参加の乏しい委員(公益・学識含む)本人及び当該選出団体からの委員選任制限等【徳本委員】	
		<ul><li>(1)4. 懸案事項(1)「教育評価」の内容・方法等の検討【三浦委員】</li><li>(2)逐一(3)[審議会等の委員]第11条</li><li>→①公募委員の無作為抽出制度の試行実施</li></ul>	
		→②自治会長等の「役職指定枠」の明確化 (審議会における自治会や関係団体などの役職を指 定した委員を市民公募とは区別した取り扱いで運用 する。) →③委員の出席率の向上 【三浦委員】	(2)—① 〇
等	(会議の公開等) 第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。	・審議会等(議会を含む) における傍聴者を増やす努力(会議公開の周知、可能な範囲での感想意見の聴取又は意見提出メモの用意) と取り締まり的な制限の改善(住所氏名等が必要かなどを含む) 【徳本委員】	

	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
成及び公表	(会議録の作成及び公表) 第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。	・情報提供の改善と内容の義務化(公開場所、原則として発言委員名含む逐語録の義務化と録音データの翌年度末までの補完と提供義務等) 【徳本委員】	
ントの募集	(パブリック・コメントの募集) 第14条 実施機関は、パブリック・コメント(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。)を求めることができる。		
	(公表事項) 第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1)対象とする事案及びその趣旨 (2)対象とする事案の内容及び関連資料 (3)パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間 (4)パブリック・コメントを提出することができる者の範囲 (5)その他必要な事項	・(5)無回答の場合の事後処置の報告 (5)→(6) (パブリックコメントが無回答の場合、適切な処置を行ったり、新たな市民参加を行う必要があるのではないか。) 【池川会長】	
ントの提出方法等	(パブリック・コメントの提出方法等) 第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。	・2 3週間以上設け【池川会長】 ・(2) せめて20日以上の期間があると良い。意見を出すためには資料集めする時間を要する。【市川副会長】 ・パブコメ提出期間を2週間以上から30日以上にしてはどうか。【谷本委員】 ・パブリックコメントの募集期間の拡大、意見公募の周知努力の強化【徳本委員】 ・条一(2) [パブリック・コメント]第16条 →意見公募手続(行政手続法の一部改正)【三浦委員】	
		・逐一(4)「パブリック・コメント」第16条 →ゼロ回答をなくすための方策【三浦委員】 《新規追加》 期間延長は条例改正でも良いが(例、3週以上など)、逐条でも可能と思う。【徳本委員】	
査の実施等	(アンケート調査の実施等) 第17条 実施機関は、アンケート調査を行うことができる。 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。		
の開催	(意見交換会の開催) 第18条 実施機関は、意見交換会(市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。)を開催することができる。		
の事前公表	(開催日等の事前公表) 第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1)意見交換会の開催日時及び開催場所 (2)対象とする事案の内容 (3)意見を述べることができる者の範囲 (4)その他必要な事項		
	(開催記録の作成及び公表) 第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。		
プの開催	(ワークショップの開催) 第21条 実施機関は、ワークショップ(市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。)を開催することができる。		

	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
の事前公表 並びに開催 記録の作成 及び公表	(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表) 第22条 実施機関は、ワークショップを開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1)意見交換会の開催日時及び開催場所 (2)対象とする事案の内容 (3)意見を述べることができる者の範囲 (4)その他必要な事項 2 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。		
実施	(住民投票の実施) 第23条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。 2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。	≪新規追加≫ 第23条の2項を削除し、基本を「常設型」とし、その基本的な手続き関係条文を追加する。「市政運営上の重要 事項」だけでなく、「市民の意見を2分するような案件」も対象としうるようなものも対象とする。【徳本委員】	
民参加の方	(その他の市民参加の方法の設定) 第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方 法がある場合は、これによることができる。	・市民討議会の他の市町村の実例はどうか?(継続して審議していくべきか)【池川会長】 《新規追加》 公聴会を新設する【徳本委員】	
進会議	(4)前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項 3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。 4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)識見を有する者 2人以内 (2)市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内 (3)市民 5人以内 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 委員は、1回に限り再任されることができる。 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	・7について再任はありだけでも良いのではないか。新しく広く人選することも必要だが、経験を積むことも大事だと思う。  【市川副会長】 ・当市民参加推進会議は、市長より委嘱された事項に答申するものですが、市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で市民参加の対象になっていない場合、市民参加推進会議が市民参加対象にするべき理由をつけて、市長に提案できるようにしてはどうか。 【谷本委員】 ・条一(3)[市民参加推進会議]第25条—3 →市長に対する提案等のための機能強化 【三浦委員】  ・逐一(5)[市民参加推進会議]第25条—2 →市長に対する提案等のための機能強化 【三浦委員】  ・逐一(5)[市民参加推進会議)第25条—2 (1) →①対象事業担当課のヒアリングの拡大実施 →②中間評価の見直しと終了評価の重点化 →③担当職員の事前研修の導入  【三浦委員】  《新規追加》  委員の改選について市民参加の継続的な議論を促すため、学職者等に至っては、再任規定の対象外とする。【市川副会長】	0
広聴活動	(広聴活動) 第26条 市長は、市政に係る市民の意見を把握するため、懇談会、市長への手紙その他の広聴に必要な措置を講じなければならない。		
	(市民活動への支援) 第27条 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めなければならない。		
委任	(委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		

	白井市市民参加条例	市民参加条例の見直しに係る意見	対応状況
現行の市民 参加条例に ない事柄		・資料5の市民参加の充実の所での、市民から市に対し対応を求める項目まで踏み込むかどうか考える余地あり。 【市川副会長】	
		・議会とこの市民参加との立場の関係性の整理 【市川副会長】	
		・市民参加推進会議における評価の基準、水準を定期的に見直す必要があるのではないか。【手塚委員】	0
		・市民参加の対象事業が市民参加推進会議の対象から漏れ落ちているケースがあため、毎年各課に対し対象事業を照会しそれをレクチャーするなどの方法を条例に記載したほうがよい。 【手塚委員】	0
		・自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める「条例(自治基本条例、まちづくり基本条例、行政運営基本条例など名称は問わない)」の新たな制定が必要であると思います。【徳本委員】	
		・市民参加の審議会だけでなく、庁議(政策会議や庁内検討委員会等)における資料や審議検討の経過や内容が分かる程度の議事録の作成と公開【徳本委員】 ・市長への手紙だけではなく、各部署への手紙や要請、質問等(要請内容と対処等)の公開、ミニ懇談会や出前講座などの議事録・概要録(資料を含む)の公開 【徳本委員】	
		・庁内における条例規則、規定意外に定めている「要綱や要領」、「事務取扱指針」等々の執務上の運営方針も 例外なく「ホームページ及び2か所(情報公開コーナーと図書館)」で公開する。 【徳本委員】	
		・逐一(6)答申等の必要事項【三浦委員】	